

条番号	現行	変更後
第1条 みずほダイレクト	1. みずほダイレクトとは みずほダイレクト（以下、「本サービス」といいます。）とは、当行がサービスの利用を認めた国内居住の個人のお客さま（本規定において、単に「お客さま」といいます。）が、当行所定の電話機、パーソナルコンピューター（以下、「パソコン」といいます。なお、パソコンには、<u>高機能携帯端末</u>とよばれるインターネット（携帯電話会社独自のインターネットサービスを除く）に接続、閲覧できるブラウザを搭載する端末等を含みます。）、情報提供サービス対応型の電話機（以下、「モバイル端末」といいます。ただし、モバイル端末には、前述の<u>高機能携帯端末</u>等を含みません。）を通じて当行所定の取引を依頼した場合に、当行がその手続きを行うサービスをいいます（以下、当行所定の電話機、パソコン、およびモバイル端末を総称して「端末」といいます。また、電話機を通じた自動音声による取引を「テレホンバンキング」（自動音声サービス）（以下、「テレホンバンキング」といいます。）、パソコンを通じたインターネットによる取引を「インターネットバンキング」、モバイル端末を通じた電話・インターネットによる取引を「モバイルバンキング」、テレホンバンキング以外の電話による取引を「その他電話による取引」といいます）。なお、本サービスは「<u>犯罪による収益の移転防止に関する法律</u>」（「<u>犯罪収益移転防止法</u>」）に基づく本人確認が行われていない場合はご利用いただけません。 2. 利用可能なサービス （2）インターネットバンキング 残高照会、入出金明細照会、振込、振替、定期預金取引、グローバル口座取引、外貨預金取引、投資信託受益権等の購入・解約等にかかる取引もしくは累積投資取引またはそれらを組み合わせた取引（以下、「投資信託取引」といいます。）、宝くじの購入および購入に関する情報の提供（以下、「宝くじサービス」といいます。）、Pay-easy（ペイジー）税金・料金払込みサービス、公共料金口座振替申込、住所変更申込、みずほ e-口座への変更、みずほダイレクト通帳の申込、通帳・カード再発行申込、通帳・お届け印発見届出、カードローン取引、住宅ローンの固定金利適用期間設定申込、住宅ローン一部繰上返済申込、ネット振込決済サービス、ネット口座振替受付サービス等。また、当行所定の<u>高機能携帯端末</u>等においては、当該端末の専用画面にて残高照会、入出金明細照会、振替、振込、定期預金取引、投資信託取引、Pay-easy（ペイジー）税金・料金払込みサービス、カードローン取引、ネット振込決済サービス、ネット口座振替受付サービス等のサービスを提供します（各種サービス内容は、インターネットバンキングと同一のものとなります。）。	1. みずほダイレクトとは みずほダイレクト（以下、「本サービス」といいます。）とは、当行がサービスの利用を認めた国内居住の個人のお客さま（本規定において、単に「お客さま」といいます。）が、当行所定の電話機、パーソナルコンピューター（以下、「パソコン」といいます。なお、パソコンには、<u>高機能携帯電話端末</u>とよばれるインターネット（携帯電話会社独自のインターネットサービスを除く）に接続、閲覧できるブラウザを搭載する端末等を含みます。）、情報提供サービス対応型の電話機（以下、「モバイル端末」といいます。ただし、モバイル端末には、前述の<u>高機能携帯電話端末</u>等を含みません。）を通じて当行所定の取引を依頼した場合に、当行がその手続きを行うサービスをいいます（以下、当行所定の電話機、パソコン、およびモバイル端末を総称して「端末」といいます。また、電話機を通じた自動音声による取引を「テレホンバンキング」（自動音声サービス）（以下、「テレホンバンキング」といいます。）、パソコンを通じたインターネットによる取引を「インターネットバンキング」、モバイル端末を通じた電話・インターネットによる取引を「モバイルバンキング」、テレホンバンキング以外の電話による取引を「その他電話による取引」といいます）。なお、本サービスは「<u>犯罪による収益の移転防止に関する法律</u>」に基づく本人確認が行われていない場合はご利用いただけません。 2. 利用可能なサービス （2）インターネットバンキング 残高照会、入出金明細照会、振込、振替、定期預金取引、グローバル口座取引、外貨預金取引、投資信託受益権等の購入・解約等にかかる取引もしくは累積投資取引またはそれらを組み合わせた取引（以下、「投資信託取引」といいます。）、宝くじの購入および購入に関する情報の提供（以下、「宝くじサービス」といいます。）、Pay-easy（ペイジー）税金・料金払込みサービス、公共料金口座振替申込、住所変更申込、みずほ e-口座への変更、みずほダイレクト通帳の申込、通帳・カード再発行申込、通帳・お届け印発見届出、カードローン取引、住宅ローンの固定金利適用期間設定申込、住宅ローン一部繰上返済申込、ネット振込決済サービス、ネット口座振替受付サービス等。また、当行所定の<u>高機能携帯電話端末</u>等においては、当該端末の専用画面にて残高照会、入出金明細照会、振替、振込、定期預金取引、投資信託取引、Pay-easy（ペイジー）税金・料金払込みサービス、カードローン取引、ネット振込決済サービス、ネット口座振替受付サービス等のサービスを提供します（各種サービス内容は、インターネットバンキングと同一のものとなります。）。

条番号	現行	変更後
	3. 利用口座 (1) お客さまは、<u>1. 本サービスにより利用しようとするお客さま名義の預金口座または投資信託口座を利用口座として、2. 利用口座のうちお客さまが特に指定する普通預金口座を代表利用口座として、</u>当行所定の書面によりお届けください。	3. 利用口座 (1) お客さまは、<u>①本サービスにより利用しようとするお客さま名義の預金口座または投資信託口座を利用口座として、②利用口座のうちお客さまが特に指定する普通預金口座を代表利用口座として、</u>当行所定の書面によりお届けください。
	(4) 本規定第 3 条 <u>16 項</u>に定める、インターネットバンキングにおけるネット口座振替受付サービスのお取引にあたっては、本項に定める利用口座のお届けは不要です。	(4) 本規定第 3 条第 <u>18 項</u>に定める、インターネットバンキングにおけるネット口座振替受付サービスのお取引にあたっては、本項に定める利用口座のお届けは不要です。
	6. 手数料 (2) 本サービスによる振込、振替、振込の組戻しおよび変更等については、当行が別途定めた振込手数料、振替料、組戻料および振込変更手数料等をいただきます。	6. 手数料 (2) 本サービスによる振込、振替、振込の組戻しおよび変更等については、当行が別途定めた振込手数料、振替手数料、組戻手数料および振込変更手数料等をいただきます。
第 2 条 本人確認	1. 暗証番号等 (1) 本サービスの利用には、お客さま番号、第 1 暗証番号、第 2 暗証番号、<u>ログインパスワード、合言葉、解除用認証番号、認証用暗証番号、その他当行所定の項目</u>（これらを総称して以下、「暗証番号等」といいます。）による認証が必要です。また、みずほダイレクトアプリを利用されているお客さまについては、みずほダイレクトアプリへのログインに当たり、ログインパスワードの代わりに当行所定の生体認証機能をご利用いただくことも可能です。詳細はみずほダイレクトアプリ利用規定をご参照ください。	1. 暗証番号等 (1) 本サービスの利用には、お客さま番号、第 1 暗証番号、第 2 暗証番号、<u>ログインパスワード、解除用認証番号、認証用暗証番号、認証コード、その他当行所定の項目</u>（これらを総称して以下、「暗証番号等」といいます。）による認証が必要です。また、みずほダイレクトアプリを利用されているお客さまについては、みずほダイレクトアプリへのログインに当たり、ログインパスワードの代わりに当行所定の生体認証機能をご利用いただくことも可能です。詳細はみずほダイレクトアプリ利用規定をご参照ください。
	(3) お客さま番号および第 2 暗証番号は本サービス申込後に<u>当行より発行する「みずほダイレクトご利用カード」</u>（以下、「ご利用カード」といいます。）に記載し、<u>お客さまの届け出住所あてに簡易書留（転送不要扱い）にて郵送します。</u>なお、当行本支店の窓口で本サービスのお申し込みを受け付けた場合は、窓口でご利用カードを発行することがあります。	(3) お客さま番号および第 2 暗証番号は本サービス申込後に次のいずれかの方法により発行する「みずほダイレクトご利用カード」に記載します。 <u>①お客さまの届け出住所宛に簡易書留（転送不要扱い）にて郵送発行する紙媒体カード型のみずほダイレクトご利用カード（以下、「ご利用カード（紙媒体カード版）」</u>といいます。）。 なお、当行本支店の窓口で本サービスのお申し込みを受け付けた場合は、窓口でご利用カード（紙媒体カード版）を発行することがあります。 <u>②当行所定の高機能携帯電話端末（以下、「利用端末」といいます。）にみずほダイレクトアプリをインストールして、本項第 10 号の利用登録を実施することにより、みずほダイレクトアプリ内に発行するみずほダイレクトご利用カード（以下、「ご利用カード（アプリ版）」</u>といいます。）。 なお、ご利用カード（アプリ版）に表示される第 2 暗証番号はインターネットバンキングへのログインの都度、変化します。

条番号	現行	変更後
	(4) お客さま<u>あて</u>に簡易書留（転送不要扱い）で通知したご利用カードが不着等の理由で当行に返戻された場合は、当行所定の方法にて、ご利用カードの再送依頼を行ってください。なお、当行所定の期間内に再送依頼がないなど、当行の責によらずご利用カードがお客さま宛に届かなかった場合は、本サービスのお申し込みがなかったものとして取り扱います。	(4) お客さま<u>宛</u>に簡易書留（転送不要扱い）で通知したご利用カード（紙媒体カード版）が不着等の理由で当行に返戻された場合は、当行所定の方法にて、ご利用カード（紙媒体カード版）の再送依頼を行ってください。なお、当行所定の期間内に再送依頼がないなど、当行の責によらずご利用カード（紙媒体カード版）がお客さま宛に届かなかった場合は、本サービスのお申し込みがなかったものとして取り扱います。
	(6) インターネットバンキングの利用に必要な合言葉は、お客さまが、当行所定の質問から質問を選択し、回答を登録することで設定できるものとします。	全文削除
	(7) 端末情報とは、当行所定のモバイル端末からモバイルバンキングへのアクセス時に送信される携帯電話端末固有の情報であって、あらかじめお客さまが、お客さま番号および第 1 暗証番号を入力の上「ご登録（ログイン）」ボタンを押下する方法により登録したものをいいます。	(6) 端末情報とは、当行所定のモバイル端末からモバイルバンキングへのアクセス時に送信される携帯電話端末固有の情報であって、あらかじめお客さまが、お客さま番号および第 1 暗証番号を入力の上「ご登録（ログイン）」ボタンを押下する方法により登録したものをいいます。
	(8) 解除用認証番号とは、インターネットバンキングの利用停止解除および<u>ログインパスワードや合言葉の失念時に</u>、当行が本人確認に用いるために、登録済みの電子メールアドレス宛に、都度、送信する番号です。	(7) 解除用認証番号とは、インターネットバンキングの利用停止解除および<u>ログインパスワードの失念時に</u>、当行が本人確認に用いるために、登録済みの電子メールアドレス宛に、都度、送信する番号です。
	(9) 認証用暗証番号とは、安全にお取引を行うため、当行が必要と認めた場合に、登録済の電子メールアドレス宛に、都度、送信する番号です。	(8) 認証用暗証番号とは、安全にお取引を行うため、当行が必要と認めた場合に、登録済の電子メールアドレス宛に、都度、送信する番号です
	—	(9) 認証コードとは、ご利用カード（アプリ版）の利用登録時に、当行へ届け出の携帯電話番号宛に、ショートメッセージサービスの方法により、都度、送信する番号です。
	—	(10) ご利用カード（アプリ版）を利用するには、利用端末にみずほダイレクトアプリをインストールの上、利用登録を行うことが必要です。利用登録は、当行所定の利用登録画面に従って必要事項を入力することにより行います。入力された本サービスの代表利用口座、第 1 暗証番号、生年月日、認証コードが、当行に登録されている代表利用口座、第 1 暗証番号、生年月日、認証コードと一致した場合には、当行は当該利用登録の申込を正当なお客さまからの申込とみなします。なお、当行が必要と認める場合には、ご本人さま確認のため、利用登録完了後から一定の期間は、ご利用カード（アプリ版）をご利用いただけません。また、当行が必要と認める場合には、ご利用カード（アプリ版）の利用を一時的に停止します。

条番号	現行	変更後
	2. 本人確認手続 (3) 第 1 号の規定にかかわらず「<u>犯罪による収益の移転防止に関する法律</u>」（「<u>犯罪収益移転防止法</u>」）に基づき、一旦お受け付けしたお取引についても、お取り扱いできない場合があります。	2. 本人確認手続 (3) 第 1 号の規定にかかわらず「<u>犯罪による収益の移転防止に関する法律</u>」に基づき、一旦お受け付けしたお取引についても、お取り扱いできない場合があります。
	3. 暗証番号等の管理 (2) 第 1 暗証番号、第 2 暗証番号、<u>ログインパスワード</u>、合言葉は、一定期間毎あるいは不定期に変更するようにしてください。	3. 暗証番号等の管理 (2) 第 1 暗証番号、第 2 暗証番号、<u>ログインパスワード</u>は、一定期間毎あるいは不定期に変更するようにしてください。
	(4) 第 1 暗証番号を変更する場合は、<u>当行所定の書面または電話により新しい第 1 暗証番号をお届けください。第 1 暗証番号を変更すると、同時に第 2 暗証番号も変更いたします。変更後の第 2 暗証番号が記載されたご利用カードは、お客さまの届け出住所あてに簡易書留（転送不要扱い）にて郵送します。</u>	(4) 第 1 暗証番号の変更は、次のいずれかの方法によります。 <u>①当行所定の書面による方法。なお、第 1 暗証番号を変更すると、ご利用カード（アプリ版）の利用には、再度、第 1 項第 10 号の利用登録が必要となります。また、第 1 暗証番号の変更後、一定の期間内にご利用カード（アプリ版）の利用登録がなかった場合、新しい第 2 暗証番号が記載されたご利用カード（紙媒体カード版）をお客さまの届け出住所宛に簡易書留（転送不要扱い）にて郵送します。</u> <u>②電話による方法。この場合、新しい第 2 暗証番号が記載されたご利用カード（紙媒体カード版）をお客さまの届け出住所宛に簡易書留（転送不要扱い）にて郵送します。</u>
	(5) 第 2 暗証番号を変更する場合は、<u>前号の手続を行ってください。なお、インターネットバンキング、モバイルバンキングでは、代表利用口座、第 1 暗証番号および当行所定の項目の一致を、その他電話による取引では、代表利用口座および代表利用口座のキャッシュカードの暗証番号一致を確認のうえご利用カードの再発行の受け付けを行います。この場合、変更後の第 2 暗証番号が記載されたご利用カードは、お客さまの届け出住所あてに簡易書留（転送不要扱い）にて郵送します。</u>	(5) <u>ご利用カード（紙媒体カード版）を再発行する場合は、前号の手続を行ってください。なお、その他電話による取引をもってご利用カード（紙媒体カード版）の再発行の手続をされる場合には、代表利用口座および代表利用口座のキャッシュカードの暗証番号一致を確認のうえご利用カード（紙媒体カード版）の再発行の受け付けを行います。この場合、変更後の第 2 暗証番号が記載されたご利用カード（紙媒体カード版）は、お客さまの届け出住所宛に簡易書留（転送不要扱い）にて郵送します。</u>
	—	(6) <u>ご利用カード（アプリ版）を再発行する場合は、第 1 項第 10 号の利用登録を行ってください。</u>

条番号	現行	変更後
	(6) ログインパスワードの変更は、インターネットバンキングにログインし、当行所定の変更画面で新旧のログインパスワードを入力することにより行うことができます。当行が受信した旧ログインパスワードと、当行に登録されているログインパスワードが一致した場合に、当行は正當なお客さまからの依頼とみなし、新ログインパスワードへの変更を行います。	(7) ログインパスワードの変更は、インターネットバンキングにログインし、当行所定の変更画面で新旧のログインパスワードを入力することにより行うことができます。当行が受信した旧ログインパスワードと、当行に登録されているログインパスワードが一致した場合に、当行は正當なお客さまからの依頼とみなし、新ログインパスワードへの変更を行います。
	(7) 合言葉の変更は、インターネットバンキングにログインし、当行所定の変更画面で新しい質問を選択し、新しい合言葉を入力することにより行うことができます。	全文削除
	(8) 端末情報が変更になる場合、モバイルバンキングにログインし、当行所定の画面で端末情報の登録を解除したうえで第 1 項第 7 号の規定に従って新たな端末情報を登録してください。	(15) 端末情報が変更になる場合、モバイルバンキングにログインし、当行所定の画面で端末情報の登録を解除したうえで第 1 項第 6 号の規定に従って新たな端末情報を登録してください。
	(9) 第 1 暗証番号または第 2 暗証番号を失念した場合は、<u>本項第 4 号および第 5 号の手続きによるものとします。</u>	(8) 第 1 暗証番号を失念した場合は、<u>本項第 4 号の手続きにより第 1 暗証番号を変更するものとします。</u>
	—	(9) ご利用カード（紙媒体カード版）またはご利用カード（アプリ版）を利用登録した利用端末を紛失した場合には、速やかに当行所定の方法により届け出てください。
	—	(10) ご利用カード（アプリ版）を利用中に、利用端末からみずほダイレクトアプリをアンインストールした場合は、第 1 項第 10 号の利用登録を再度実施してください。
	—	(11) ご利用カード（アプリ版）を利用中に、機種変更等により利用端末を変更した場合は、変更後の利用端末にて第 1 項第 10 号の利用登録を再度実施してください。なお、変更後の利用端末での利用登録完了後は、第 2 暗証番号利用対象取引において変更前利用端末での第 2 暗証番号を使用することはできません。

条番号	現行	変更後
	(10) ログインパスワードまたは合言葉を失念した場合は、当行に連絡のうえ所定の手続きを行ってください。なお、インターネットバンキングでは、お客さま番号、解除用認証番号、第 1 暗証番号、第 2 暗証番号の一致を確認のうえ、お客さまご自身で<u>ログインパスワード、合言葉を再設定</u>することもできます。これらの場合、当行は、登録済の<u>ログインパスワードまたは合言葉を削除</u>しますので、引き続きインターネットバンキングをご利用される場合は、<u>第 2 条第 1 項第 5 号および第 6 号</u>に従って、再度<u>ログインパスワードまたは合言葉の設定</u>を行ってください。	(12) ログインパスワードを失念した場合は、当行に連絡のうえ所定の手続きを行ってください。なお、インターネットバンキングでは、お客さま番号、解除用認証番号、第 1 暗証番号、第 2 暗証番号の一致を確認のうえ、お客さまご自身で<u>ログインパスワードを再設定</u>することもできます。これらの場合、当行は、登録済の<u>ログインパスワードを削除</u>しますので、引き続きインターネットバンキングをご利用される場合は、<u>第 2 条第 1 項第 5 号</u>に従って、再度<u>ログインパスワードの設定</u>を行ってください。
	(11) お客さまが、当行以外の第三者が提供する、お客さまの口座情報等をホームページ等で一覧表示する等のサービスを利用するために暗証番号等を第三者に開示する場合は、以下によるものとします。 A. 当該サービスの利用および当該サービス提供者の選定等は、お客さま自身の責任において行うものとします。 B. お客さまが当該サービスを利用するにあたっては、当行は、いかなる場合においても当該サービス提供者の代理人または履行補助者とみなされるものではありません。 C. 当行は、お客さまが当該サービスを利用するについて、いかなる義務および責任等を負いません。	(13) お客さまが、当行以外の第三者が提供する、お客さまの口座情報等をホームページ等で一覧表示する等のサービスを利用するために暗証番号等を第三者に開示する場合は、以下によるものとします。 A. 当該サービスの利用および当該サービス提供者の選定等は、お客さま自身の責任において行うものとします。 B. お客さまが当該サービスを利用するにあたっては、当行は、いかなる場合においても当該サービス提供者の代理人または履行補助者とみなされるものではありません。 C. 当行は、お客さまが当該サービスを利用するについて、いかなる義務および責任等を負いません。
	(12) 第三者がみずほダイレクトを不正に利用することを防ぐため、端末はお客さま自身の責任において厳重に管理するものとします。	(14) 第三者がみずほダイレクトを不正に利用することを防ぐため、端末はお客さま自身の責任において厳重に管理するものとします。
	4. 利用の停止および再開 (4) 前各号により利用停止となったサービスの利用再開を希望する場合は、当行に連絡のうえ所定の手続きを行ってください。なお、<u>ログインパスワードまたは合言葉を当行所定の回数以上誤って入力したことにより利用停止となった場合は、インターネットバンキングで、お客さま番号、解除用認証番号、第 1 暗証番号、第 2 暗証番号の一致を確認のうえ、お客さまご自身でログインパスワード、合言葉を再設定</u>することもできます。	4. 利用の停止および再開 (4) 前各号により利用停止となったサービスの利用再開を希望する場合は、当行に連絡のうえ所定の手続きを行ってください。なお、<u>ログインパスワードを当行所定の回数以上誤って入力したことにより利用停止となった場合は、インターネットバンキングで、お客さま番号、解除用認証番号、第 1 暗証番号、第 2 暗証番号の一致を確認のうえ、お客さまご自身でログインパスワードを再設定</u>することもできます。

条番号	現行	変更後
第3条 サービス内容	4. 振込 当行所定の預金種類口座のうちお客さまが引出口座として指定する利用口座（以下、「引出口座」といいます。）よりお客さまが指定する金額を引き落とし、お客さまが指定する当行本支店または当行以外の金融機関の国内本支店の預金口座あてに振込することができるサービスです。なお、当行以外の金融機関あての振込のうち一部の金融機関あての振込については、取り扱いができない場合があります。なお、インターネットバンキングによる振込については、当行が必要と認める場合には、ご本人さま確認のため、登録済みの電子メールアドレス宛に認証用暗証番号をお送りします。また、<u>当行が必要と認める場合には、電子メールアドレスの変更がされてから一定の期間は、お振込をご利用いただけません。</u>	4. 振込 当行所定の預金種類口座のうちお客さまが引出口座として指定する利用口座（以下、「引出口座」といいます。）よりお客さまが指定する金額を引き落とし、お客さまが指定する当行本支店または当行以外の金融機関の国内本支店の預金口座宛に振込することができるサービスです。なお、当行以外の金融機関宛の振込のうち一部の金融機関宛の振込については、取り扱いができない場合があります。インターネットバンキングによる振込については、当行が必要と認める場合には、ご本人さま確認のため、登録済みの電子メールアドレス宛に認証用暗証番号をお送りします。なお、<u>当行のセキュリティにおいて不正の可能性があると判断した場合、本サービスの利用を停止する場合があります。停止解除を行う場合は、必要に応じて当行所定の手続きを行ってください。</u>
	6. 定期預金取引 （8）グローバル口座における定期預金取引は、本項に従わず、<u>第19項</u>に従います。	6. 定期預金取引 （8）グローバル口座における定期預金取引は、本項に従わず、<u>第21項</u>に従います。
	8. 外貨預金取引 （12）グローバル口座における外貨定期預金取引は、本項に従わず、<u>第19項</u>に従います。	8. 外貨預金取引 （12）グローバル口座における外貨定期預金取引は、本項に従わず、<u>第21項</u>に従います。
	9. 投資信託取引 （1）以下に定める取引とします。	9. 投資信託取引 （1）以下に定める取引<u>を行うことができるサービスです。</u>
	（2）インターネットバンキングでは、スイッチング（乗換え）をご利用いただけません。また、当行所定の高機能携帯端末等では、当該端末専用画面にて投資信託総合取引の申込をご利用いただけません。	（2）インターネットバンキングでは、スイッチング（乗換え）をご利用いただけません。また、当行所定の高機能携帯電話端末等では、当該端末専用画面にて投資信託総合取引の申込をご利用いただけません。
	11. Pay-easy（ペイジー）税金・料金払込みサービス （4）収納機関が指定する項目が当行所定の回数以上、誤って入力があった場合は、税金・料金払込みサービスの利用を停止する場合があります。税金・料金払込みサービスの利用を再開するには、必要に応じて当行所定の手続きを行ってください。	11. Pay-easy（ペイジー）税金・料金払込みサービス （4）<u>当行のセキュリティにおいて不正の可能性がある</u>と判断した場合、また収納機関が指定する項目が当行所定の回数以上、誤って入力があった場合は、税金・料金払込みサービスの利用を停止する場合があります。税金・料金払込みサービスの利用を再開するには、必要に応じて当行所定の手続きを行ってください。

条番号	現行	変更後
	(10) インターネットバンキングによる税金・料金払込みサービスについては、当行が必要と認める場合には、ご本人さま確認のため、登録済みの電子メールアドレス宛に認証用暗証番号をお送りします。<u>また、当行が必要と認める場合には、電子メールアドレスの変更がされてから一定の期間は、税金・料金払込みサービスをご利用いただけません。</u>	(10) インターネットバンキングによる税金・料金払込みサービスについては、当行が必要と認める場合には、ご本人さま確認のため、<u>第 1 暗証番号により認証、または登録済みの電子メールアドレス宛に認証用暗証番号をお送りします。</u>なお、当行のセキュリティにおいて不正の可能性があると判断した場合、本サービスの利用を停止する場合があります。停止解除を行う場合は、<u>必要に応じて当行所定の手続きを行ってください。</u>
	13. 住所変更申込 (1) 当行へ届け出の<u>住所および電話番号等</u>について、インターネットバンキングおよびその他電話による取引で変更を行うことができるサービスです。	13. 住所変更申込 (1) 当行へ届け出の<u>住所</u>について、インターネットバンキングおよびその他電話による取引で変更を行うことができるサービスです。
	16. 住宅ローン一部繰上返済申込 (4) 一部繰上返済可能日は原契約の借入要綱に定める毎月の返済日とし、当行所定の時限までに依頼するものとします。	16. 住宅ローン一部繰上返済申込 (4) 一部繰上返済可能日は原契約の借入要項に定める毎月の返済日とし、当行所定の時限までに依頼するものとします。
	17. ネット振込決済サービス (4) インターネットバンキングによるネット振込決済サービスについては、当行が必要と認める場合には、ご本人さま確認のため、登録済みの電子メールアドレス宛に認証用暗証番号をお送りします。<u>また、当行が必要と認める場合には、電子メールアドレスの変更がされてから一定の期間は、ネット振込決済サービスをご利用いただけません。</u>	17. ネット振込決済サービス (4) インターネットバンキングによるネット振込決済サービスについては、当行が必要と認める場合には、ご本人さま確認のため、<u>第 1 暗証番号により認証、または登録済みの電子メールアドレス宛に認証用暗証番号をお送りします。</u>なお、当行のセキュリティにおいて不正の可能性があると判断した場合、本サービスの利用を停止する場合があります。停止解除を行う場合は、<u>必要に応じて当行所定の手続きを行ってください。</u>
	18. ネット口座振替受付サービス (2) 収納機関の依頼に応じ当該振替の対象となっている預金口座について、当行が「犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。その後の改正も含む）」（以下「法」という。）第 4 条第 6 項に規定する取引時確認および「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 31 号）」による改正前の法第 4 条第 1 項に規定する本人確認を行っているかどうか、および行っている場合の記録の有無を、収納機関と当行で合意した方法により収納機関に提供することができるものとします。	18. ネット口座振替受付サービス (2) 収納機関の依頼に応じ当該振替の対象となっている預金口座について、当行が「犯罪による収益の移転防止に関する法律」第 4 条第 6 項に規定する取引時確認（「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 31 号）」による改正前の同法第 4 条第 1 項に規定する本人確認を含みます。）を行っているかどうか、および行っている場合の記録の有無を、収納機関と当行で合意した方法により収納機関に提供することができるものとします。

条番号	現行	変更後
	—	(5) インターネットバンキングによるネット口座振替受付サービスについては、当行が必要と認める場合には、<u>ご本人さま確認のため、第 1 暗証番号により認証、または登録済みの電子メールアドレス宛に認証用暗証番号をお送りします。</u>なお、当行のセキュリティにおいて不正の可能性があると判断した場合、本サービスの利用を停止する場合があります。停止解除を行う場合は、<u>必要に応じて当行所定の手続きを行ってください。</u>
	19. 通帳・カード再発行申込 (2) 原則として再発行お申し込み完了の翌営業日には、従来お使いいただいていたものをご利用いただけなくなります。	19. 通帳・カード再発行申込 (2) 原則として再発行お申し込み完了の翌銀行営業日には、従来お使いいただいていたものをご利用いただけなくなります。
	(4) 再発行した通帳は、お客さまの届け出住所<u>あて</u>に簡易書留にて郵送します。	(4) 再発行した通帳は、お客さまの届け出住所<u>宛</u>に簡易書留にて郵送します。
	(5) 再発行したキャッシュカード、カードローンカード、みずほマイレージクラブカードは、お客さまの届け出住所<u>あて</u>に簡易書留（転送不要扱い）にて郵送します。	(5) 再発行したキャッシュカード、カードローンカード、みずほマイレージクラブカードは、お客さまの届け出住所<u>宛</u>に簡易書留（転送不要扱い）にて郵送します。
	(7) なお、お取引内容によっては、手続きできない場合があります。	(7) お取引内容によっては、手続きできない場合があります。
	20. 通帳・お届け印発見届出 (4) <u>なお</u>、お取引内容によっては、手続きできない場合があります。	20. 通帳・お届け印発見届出 (4) お取引内容によっては、手続きできない場合があります。
	21. グローバル口座取引 (5) グローバル口座における、外貨定期預金、特約付き定期預金の預入（みずほグローバル口座取引規定第 4 条第 3 項に基づき開設される外貨普通預金も含まれます。）にあたり、お客さまは、各預金の契約締結前交付書面記載の商品内容やリスクなどについて十分理解のうえ依頼を行い、各預金にかかわるリスクについては、お客さまの判断と責任において引き受けるものとします。なお、外貨定期預金、特約付き定期預金の預入（みずほグローバル口座取引規定第 4 条第 3 項に基づき開設される外貨普通預金も含まれます。）にかかわる取引にあたり、適合性の原則等により謝絶させていただくことがあります。	21. グローバル口座取引 (5) グローバル口座における、外貨定期預金、特約付き定期預金の預入（みずほグローバル口座取引規定第 4 条第 3 項に基づき開設される外貨普通預金も含まれます。）にあたり、お客さまは、各預金の契約締結前交付書面記載の商品内容やリスクなどについて十分理解のうえ依頼を行い、各預金にかかわるリスクについては、お客さまの判断と責任において引き受けるものとします。なお、外貨定期預金、特約付き定期預金の預入（みずほグローバル口座取引規定第 4 条第 3 項に基づき開設される外貨普通預金も含まれます。）にかかわる取引にあたり、適合性の原則等により謝絶させていただくことがあります。

条番号	現行	変更後
第 4 条 取引の依頼および成立	2. 資金移動サービス (1) 資金移動サービスの内容および依頼方法 A. 資金移動サービスとは、第 3 条第 <u>2</u> 項から第 <u>6</u> 項、および第 3 条第 <u>9</u> 項、第 <u>12</u> 項、第 <u>15</u> 項、第 <u>19</u> 項に定める各サービスのことをいいます。 B. 資金移動サービスの依頼方法は、当行の定める方法および手順に基づくものとします。	2. 資金移動サービス (1) 資金移動サービスの内容および依頼方法 A. 資金移動サービスとは、第 3 条第 <u>4</u> 項から第 <u>8</u> 項、第 <u>11</u> 項、第 <u>14</u> 項、第 <u>17</u> 項、第 <u>21</u> 項に定める各サービスのことをいいます。 B. 資金移動サービスの依頼方法は、当行の定める方法および手順に基づくものとします。
	(3) 取引金額の引き落とし A. 資金移動サービスのうち、定期預金の満期日解約予約および満期日解約、外貨定期預金の満期日取扱方法変更および満期日解約、グローバル口座内の各預金の満期日取扱方法変更、グローバル口座への切替予約以外のお取引については、ご依頼に基づく契約が成立した場合、当行は、利用口座のうちお客さまが指定した引出口座から資金移動サービスに関わる取引金額を引き落としのうえ、資金移動サービスの手続きをいたします。ただし本項第 4 号の A から <u>I</u> に該当する場合には、本契約は成立しなかったものとして取り扱うものとします。	(3) 取引金額の引き落とし A. 資金移動サービスのうち、定期預金の満期日解約予約および満期日解約、外貨定期預金の満期日取扱方法変更および満期日解約、グローバル口座内の各預金の満期日取扱方法変更、グローバル口座への切替予約以外のお取引については、ご依頼に基づく契約が成立した場合、当行は、利用口座のうちお客さまが指定した引出口座から資金移動サービスに関わる取引金額を引き落としのうえ、資金移動サービスの手続きをいたします。ただし本項第 4 号の A から <u>J</u> に該当する場合には、本契約は成立しなかったものとして取り扱うものとします。
	B. 資金移動サービスのうち、定期預金の満期日解約予約および満期日解約、外貨定期預金の満期日取扱方法変更および満期日解約のお取引、グローバル口座取引の満期日取扱方法変更、グローバル口座への切替予約、グローバル口座の定期預金の自動解約のお取引については、ご依頼に基づく契約が成立した場合、当行は、お客さまが指定した定期預金、積立定期預金もしくは外貨定期預金（以下、「解約指定口座」といいます。）の満期日に手続きをいたします。ただし本項第 4 号の A から <u>I</u> に該当する場合には、本契約は成立しなかったものとして取り扱うものとします。	B. 資金移動サービスのうち、定期預金の満期日解約予約および満期日解約、外貨定期預金の満期日取扱方法変更および満期日解約のお取引、グローバル口座取引の満期日取扱方法変更、グローバル口座への切替予約、グローバル口座の定期預金の自動解約のお取引については、ご依頼に基づく契約が成立した場合、当行は、お客さまが指定した定期預金、積立定期預金もしくは外貨定期預金（以下、「解約指定口座」といいます。）の満期日に手続きをいたします。ただし本項第 4 号の A から <u>J</u> に該当する場合には、本契約は成立しなかったものとして取り扱うものとします。
	(4) 取引の不成立 次の A から <u>I</u> のいずれかに該当する場合は、当該依頼に基づく取引は不成立となります。またこの場合は、当行はお客さまに対して特に通知いたしませんので、本項第 6 号の定めに従ってお客さまご自身で取引の成否を確認してください。この取り扱いにより、お客さまに損害が生じた場合であっても、当行の責に帰すべき場合を除き、当行は一切の責任を負いません。	(4) 取引の不成立 次の A から <u>J</u> のいずれかに該当する場合は、当該依頼に基づく取引は不成立となります。またこの場合は、当行はお客さまに対して特に通知いたしませんので、本項第 6 号の定めに従ってお客さまご自身で取引の成否を確認してください。この取り扱いにより、お客さまに損害が生じた場合であっても、当行の責に帰すべき場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

条番号	現行	変更後
	—	I. 当行のセキュリティにおいて、お客さまの取引で不正があると判断した場合
	<u>I.</u> やむを得ない事情があり、当行が取り扱いを不適当または不可能と認めたとき	<u>J.</u> やむを得ない事情があり、当行が取り扱いを不適当または不可能と認めたとき
	(6) 取引内容の確認 B. A における取引内容を記入した当行所定の郵便物は、資金移動サービスのうち当行の取引を行った場合のみ、お客さまのお申し出にかかわらず、届け出の住所<u>あて</u>に郵送いたします。	(6) 取引内容の確認 B. A における取引内容を記入した当行所定の郵便物は、資金移動サービスのうち当行の取引を行った場合のみ、お客さまのお申し出にかかわらず、届け出の住所<u>宛</u>に郵送いたします。
	(7) 電子メールによる連絡 インターネットバンキングおよびモバイルバンキングでは、契約の成立後、お客さまの電子メールアドレス<u>あて</u>に、受付日や受付番号等を記載した電子メールを送信することがありますので、インターネットバンキングおよびモバイルバンキングの初回利用時にお客さまの電子メールアドレスを登録してください。	(7) 電子メールによる連絡 インターネットバンキングおよびモバイルバンキングでは、契約の成立後、お客さまの電子メールアドレス<u>宛</u>に、受付日や受付番号等を記載した電子メールを送信することがありますので、インターネットバンキングおよびモバイルバンキングの初回利用時にお客さまの電子メールアドレスを登録してください。
	3. 投資信託取引 (3) 取引金額の引き落とし A. 投資信託受益権等の取得に関わる取引（積立投信契約のお申し込みを除きます。）において、ご依頼に基づく契約が成立した場合、当行は、利用口座のうちお客さまが指定した引出口座から投資信託取引に関わる取引金額を引き落としのうえ、投資信託取引の手続きをいたします。ただし、本項第 4 号の A から <u>I</u> に該当する場合には、本契約は成立しなかったものとして取り扱うものとします。	3. 投資信託取引 (3) 取引金額の引き落とし A. 投資信託受益権等の取得に関わる取引（積立投信契約のお申し込みを除きます。）において、ご依頼に基づく契約が成立した場合、当行は、利用口座のうちお客さまが指定した引出口座から投資信託取引に関わる取引金額を引き落としのうえ、投資信託取引の手続きをいたします。ただし、本項第 4 号の A から <u>J</u> に該当する場合には、本契約は成立しなかったものとして取り扱うものとします。
	(4) 取引の不成立 B. 投資信託受益権等の解約注文については、投資信託受益権等の数量を超えて解約注文がなされたとき（解約注文 1 件毎の処理時点において、解約注文を上回るお預り残高がなければ当該注文 <u>1 件</u>が<u>お取り扱い</u>できません。）	(4) 取引の不成立 B. 投資信託受益権等の解約注文については、投資信託受益権等の数量を超えて解約注文がなされたとき（解約注文 1 件毎の処理時点において、解約注文を上回るお預り残高がなければ当該注文<u>は</u><u>お取り扱い</u>できません。）
	I. 「 <u>犯罪による収益の移転防止に関する法律</u> 」（「 <u>犯罪収益移転防止法</u> 」）に基づく本人確認が行えなかった場合	I. 「 <u>犯罪による収益の移転防止に関する法律</u> 」に基づく本人確認が行えなかった場合

条番号	現行	変更後
	(7) 取引内容の確認 投資信託購入・解約取引後には、取引報告書、取引残高報告書等をお客さまの届け出の住所<u>あて</u>に郵送しますので、直ちに記載内容をご確認ください。万一取引内容に相違がある場合は、直ちにその旨を取引報告書等記載の連絡先にご連絡ください。なお、申込代り金受領書については交付いたしません。	(7) 取引内容の確認 投資信託購入・解約取引後には、取引報告書、取引残高報告書等をお客さまの届け出の住所<u>宛</u>に郵送しますので、直ちに記載内容をご確認ください。万一取引内容に相違がある場合は、直ちにその旨を取引報告書等記載の連絡先にご連絡ください。なお、申込代り金受領書については交付いたしません。
	4. 宝くじの購入 (4) 受付完了の確認 本項第<u>(3)</u>号の購入代金の引き落とし後、お客さまへ申し込みを受け付けた旨を返信しますので、当行への申し込みの確認の送信後もログアウトせずに（購入予約取引の場合は本サービスにあらためてログインのうえ）「購入明細照会」により受付結果が「受付完了」であることを確認してください。購入代金の引き落とし後であっても、「購入明細照会」による受付結果が「受付エラー」である場合は購入は不成立であり、引き落とし済みの代金を代表利用口座への入金により返金します。また当行は、本サービスを利用して購入した宝くじの購入履歴を電磁的記録として保管し、本サービス画面上に一定期間、一定件数を表示します。なお、取引内容に疑義がある場合には、当行における電磁的記録等の取引内容を正当なものとして取扱います。	4. 宝くじの購入 (4) 受付完了の確認 本項第 <u>3</u> 号の購入代金の引き落とし後、お客さまへ申し込みを受け付けた旨を返信しますので、当行への申し込みの確認の送信後もログアウトせずに（購入予約取引の場合は本サービスにあらためてログインのうえ）「購入明細照会」により受付結果が「受付完了」であることを確認してください。購入代金の引き落とし後であっても、「購入明細照会」による受付結果が「受付エラー」である場合は購入は不成立であり、引き落とし済みの代金を代表利用口座への入金により返金します。また当行は、本サービスを利用して購入した宝くじの購入履歴を電磁的記録として保管し、本サービス画面上に一定期間、一定件数を表示します。なお、取引内容に疑義がある場合には、当行における電磁的記録等の取引内容を正当なものとして取扱います。
	5. 申し込みサービス (1) 申し込みサービスの内容および依頼方法 A. 申し込みサービスとは、第 3 条第 <u>10</u> 項、第 <u>11</u> 項、第 <u>13</u> 項、第 <u>14</u> 項、第 <u>16</u> 項から第 <u>18</u> 項に定める各サービスのことをいいます。	5. 申し込みサービス (1) 申し込みサービスの内容および依頼方法 A. 申し込みサービスとは、第 3 条第 <u>2</u> 項、第 <u>3</u> 項、第 <u>12</u> 項、第 <u>13</u> 項、第 <u>15</u> 項、第 <u>16</u> 項、第 <u>18</u> 項から第 <u>20</u> 項に定める各サービスのことをいいます。
第 6 条 届出事項の変更等	2. 届け出のあった住所<u>あて</u>に当行が通知または送付書類を郵送した場合には、延着または到達しなかった時でも通常到達すべき時に到達したものとみなし、それにより生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。	2. 届け出のあった住所<u>宛</u>に当行が通知または送付書類を郵送した場合には、延着または到達しなかった時でも通常到達すべき時に到達したものとみなし、それにより生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。
	3. 届け出のあったメールアドレス<u>あて</u>に当行が電子メールを送信した場合には、通信事情などの理由により延着または到達しなかった時でも通常到達すべき時に到達したものとみなし、それによって生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。	3. 届け出のあったメールアドレス<u>宛</u>に当行が電子メールを送信した場合には、通信事情などの理由により延着または到達しなかった時でも通常到達すべき時に到達したものとみなし、それによって生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。

条番号	現行	変更後
	—	4. 届け出のあった携帯電話番号宛に当行がショートメッセージサービスの方法により認証コードを送信した場合には、通信事情などの理由により延着または到達しなかった時でも通常到達すべき時に到達したものとみなし、それによって生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。
第 10 条 譲渡・質入等の禁止	本サービスに基づくお客さまの権利は、譲渡、質入れ、または第三者への貸与等できません。	本サービスに基づくお客さまの権利は、譲渡、質入れ、または第三者へ貸与等することはできません。
第 12 条 解約等	3. 第 1 項の規定により、当行の都合によりこの契約を解約したときは、郵送、電子メール送信等でお客さま <u>あ</u> てに通知いたします。解約によって生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。	3. 第 1 項の規定により、当行の都合によりこの契約を解約したときは、郵送、電子メール送信等でお客さま <u>宛</u> に通知いたします。解約によって生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。
	4. お客さまが次の各号にひとつでも該当する場合は、当行はいつでもお客さまに通知することなく本契約を解約もしくは本契約に基づくサービスの一部または全部の提供を停止することができます。 (1) お客さまが当行に対して負担する債務の一部でも履行を遅延した場合	4. お客さまが次の各号にひとつでも該当する場合は、当行はいつでもお客さまに通知することなく本契約を解約もしくは本契約に基づくサービスの一部または全部の提供を停止することができます。 (1) 当行に対して負担する債務の一部でも履行を遅延した場合
	(2) お客さまに相続の開始があった場合	(2) 相続の開始があった場合
	(3) お客さまが本規定や当行との他の取引約定に違反した場合など、当行が本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合	(3) 本規定や当行との他の取引約定に違反した場合など、当行が本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合
	(7) 「 <u>犯罪による収益の移転防止に関する法律</u> 」(「 <u>犯罪収益移転防止法</u> 」)に基づく本人確認が行えなかった場合	(7) 「 <u>犯罪による収益の移転防止に関する法律</u> 」に基づく本人確認が行えなかった場合
第 13 条 暗証番号等の盗用による損害	1. 暗証番号等の盗用により、他人に本サービスを不正に利用され生じた取引については、 <u>お客さまの責によらず生じ、かつ</u> 当行所定の事項を満たす場合、お客さまは当行に対し当該取引にかかる損害（取引金額、手数料および利息）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。	1. 暗証番号等の盗用により、他人に本サービスを不正に利用され生じた取引については、当行所定の事項を満たす場合、お客さまは当行に対し <u>お客さまの責によらず生じた</u> 当該取引にかかる損害（取引金額、手数料および利息）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
第 14 条 免責事項	1. 端末等の障害、通信機械およびコンピュータ等の障害ならびに回線障害、電話の不通により、お取引の取り扱いが遅延または不能となった場合、もしくは本サービスに関して当行から送信した情報の表示または伝達が遅延もしくは不能となった場合、それにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。	1. 端末等の障害、通信機械およびコンピュータ等の障害ならびに回線障害、電話の不通、 <u>当行のセキュリティにおいて不正の可能性があると判断した場合の利用停止等</u> により、お取引の取り扱いが遅延または不能となった場合、もしくは本サービスに関して当行から送信した情報の表示または伝達が遅延もしくは不能となった場合、それにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。

条番号	現行	変更後
	3. 当行がお客さま番号と第 2 暗証番号が記載された「ご利用カード」をお届けの住所<u>あて</u>に郵送により通知を行う際に、郵送上の事故等、当行の責によらない事由により第三者がお客さま番号や第 2 暗証番号を知り得たとしても、そのために生じた損害について当行は一切の責任を負いません。	3. 当行がお客さま番号と第 2 暗証番号が記載された「ご利用カード（紙媒体カード版）」をお届けの住所<u>宛</u>に郵送により通知を行う際に、郵送上の事故等、当行の責によらない事由により第三者がお客さま番号や第 2 暗証番号を知り得たとしても、そのために生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
	—	4. 利用端末の故障などの事由でご利用カード（アプリ版）でのお客さま番号と第 2 暗証番号が表示できなかったことにより、取引が遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について、当行は一切の責任を負いません。
	4. 当行が申込書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いを行った場合は、それらの書面につき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は一切の責任を負いません。	5. 当行が申込書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いを行った場合は、それらの書面につき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
	5. 災害・事変等当行の責に帰すことのできない事由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、サービスの取り扱いが遅延したり不能となった場合、それにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。	6. 災害・事変等当行の責に帰すことのできない事由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、サービスの取り扱いが遅延したり不能となった場合、それにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
	6. お客さまが当行所定の方法で届け出た電子メールアドレスが、<u>当行の責による場合を除き</u>、お客さま以外の第三者のアドレスになっていたとしても、それにより生じた損害について、当行は一切の責任を負いません。	7. お客さまが当行所定の方法で届け出た電子メールアドレスが、お客さま以外の第三者のアドレスになっていたとしても、それにより生じた損害について、当行は一切の責任を負いません。
	7. 本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合には、本規定第 7 条にて定める当行保管の電磁的記録等の取引内容を正当なものとして取り扱います。	8. 本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合には、本規定第 7 条にて定める当行保管の電磁的記録等の取引内容を正当なものとして取り扱います。
	8. 前各項において当行の責に帰すべき事由がある場合、特別損害については、当行の予見可能性の有無にかかわらず、当行は一切の責任を負いません。ただし当行に故意または重大な過失がある場合はこの限りでないものとします。	9. 前各項において当行の責に帰すべき事由がある場合、特別損害については、当行の予見可能性の有無にかかわらず、当行は一切の責任を負いません。ただし当行に故意または重大な過失がある場合はこの限りでないものとします。

条番号	現行	変更後
第 17 条 準 拋法・管轄	本契約および本契約に基づく諸取引の <u>契約</u> 準拋法は日本法とします。本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を管轄裁判所とします。	本契約および本契約に基づく諸取引の準拋法は日本法とします。本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を <u>第一審の専属的合意</u> 管轄裁判所とします。
	(2021 年 12 月 12 日現在)	(2022 年 1 月 23 日現在)